横瀬町避難行動要支援者
避難支援プラン【全体計画】

平成２６年７月

（令和５年（２０２３年）３月改訂）

横　瀬　町

目　　次

第１章　総　則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
１　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　計画の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　対象とする避難行動要支援者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２章　避難行動要支援者情報の収集・共有　・・・・・・・・・・・・・・　３
１　避難行動要支援者情報の収集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
２　避難行動要支援者名簿の作成・更新　・・・・・・・・・・・・・・・・　３
３　避難行動要支援者名簿の共有・提供　・・・・・・・・・・・・・・・・　３
４　避難行動要支援者名簿の管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
５　個人情報の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

第３章　個別避難計画の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
１　個別避難計画の作成・更新　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
２　個別避難計画の共有・提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
３　個別避難計画の管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第４章　避難支援体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
１　避難に関する情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
２　情報伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
３　避難誘導の方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
４　避難支援体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
５　福祉避難所への直接避難　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

資料
１　横瀬町避難行動要支援者名簿登録申請書（様式１号）
２　横瀬町避難行動要支援者名簿（様式第２号）

第１章　総　則

１　計画の目的

近年、東日本大震災や熊本地震をはじめとする地震、令和元年東日本台風（台風第19号）や集中豪雨による風水害など、全国各地で大規模な災害が発生している。このような災害時においては、特に高齢者や障がい者等（以下「要配慮者」という。）が被災する傾向が高いことから、自力で避難することが困難な方への避難支援体制の構築が求められている。

そこで、本町では、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）への支援を適切かつ円滑に実施するため、平成26年７月に「横瀬町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（以下「避難支援プラン」という。）を策定した。今回、令和３年３月に横瀬町地域防災計画が改訂され、同年５月に災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、「避難支援プラン」についても見直しを行った。

避難支援プランにおいては、災害対策を日常生活の一部としてとらえ、「自らの命は自らが守る」という自己責任原則による“自助”の考え方、「自らのまちは自らが守る」という“共助”の考え方を基本とし、防災体制の整備や個人・地域の取組を支援するなどの“公助”により、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図り、地域防災力の向上に努めることを目的とする。

２　計画の位置付け

避難支援プランは、横瀬町地域防災計画の下位計画として、同計画の第２部第１章第２１節「災害時に備えた要配慮者対策」、第２部第２章第２６節「要配慮者等の安全確保対策」中の「避難行動要支援者」の避難支援に関することを具体化するものである。

また、避難支援プランは、避難行動要支援者の避難支援全体に係る体制や災害時の対応等を定めた「全体計画」と、避難行動要支援者一人ひとりについて、必要とされる支援内容や避難支援等実施者等を個別に定めた「個別避難計画」により構成する。

３　対象とする避難行動要支援者

町における避難支援プランの対象となる避難行動要支援者は、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」とし、次の①～⑦のとおりとする。

なお、避難支援プランでは、このうち①から③までの者を重点対象とする。

①介護保険における要介護度３以上の認定者

②身体障害者手帳（１・２級）、療育手帳（Ⓐ・Ａ）、精神障害者保健福祉手帳（１級）を所持する方

③７５歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯

④妊産婦、乳幼児

⑤難病患者

⑥日本語の理解が十分ではない在住外国人等

⑦その他（①から③までに該当しない介護保険認定者、障がい者、高齢者、傷病者、自力避難が困難な者）

【避難行動要支援者避難支援の仕組み】

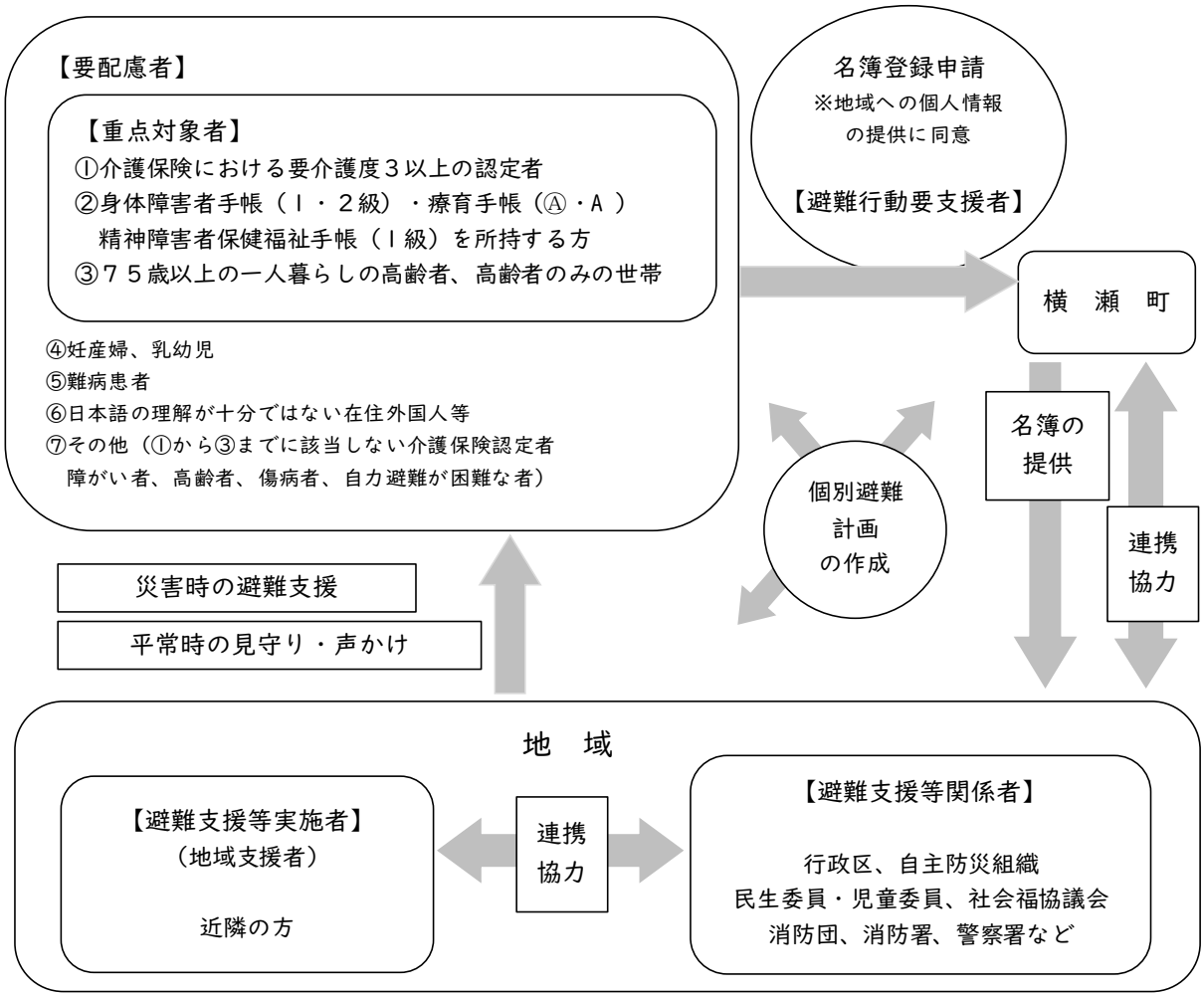

第２章　避難行動要支援者情報の収集・共有

１　避難行動要支援者情報の収集

災害発生時において避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を的確に行うためには、町（災害対策本部含む）と行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、消防団、消防署、警察署等の避難支援等関係者間での情報の共有が必要となる。

また、町の福祉担当課では、通常業務等を通じ平常時から避難行動要支援者情報を把握しておくことも重要である。

避難行動要支援者情報の収集は、同意方式で行い、災害時に避難支援の希望があり、平常時から避難支援等関係者への個人情報（基本情報）の提供について本人の同意がある場合は、横瀬町避難行動要支援者名簿登録申請書（様式第１号）に必要事項を記入し、町長に提出（登録申請）する。

２　避難行動要支援者名簿の作成・更新

町は、本人の同意により提出された登録申請の内容を基に、「横瀬町避難行動要支援者名簿（様式２号）（以下、「名簿」という。）」を作成し、災害時に避難支援等関係者が迅速に活用できるようにしておく。

また、登録申請時の内容に変更が生じた場合は、その都度、本人等が登録申請書を提出するとともに、避難支援等関係者の調査により定期的に避難行動要支援者情報を更新し、情報の最新化に努めるものとする。

加えて、登録申請や本人の同意が得られていない避難行動要支援者についても、別途、名簿を作成し、災害時には必要に応じて名簿情報を活用することができるようにしておくものとする。

なお、名簿に記載する内容は次のとおりとする。

①氏名
②生年月日
③性別
④住所又は居所
⑤電話番号その他の連絡先
⑥避難支援等を必要とする事由
⑦その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

３　避難行動要支援者名簿の共有・提供

町の福祉担当課において作成した名簿は、避難支援等関係者と共有するため、「横瀬町避難行動要支援者名簿貸与の為の取扱要領(平成31年３月６日告示第11号)」に基づき、必要に応じて情報提供する。

避難支援等関係者は、名簿の受領に際し、受領書兼誓約書を町に提出するものとし、保管・使用にあたっては、個人情報保護の観点に注意し、適切に管理する。

なお、名簿の使用については、避難行動要支援者の避難支援に関する目的以外に使用してはならない。

また、避難支援等関係者は、更新した名簿を受領する際は、更新前の名簿を町に返却するとともに、返却届を町へ提出するものとする。避難支援等の活動に従事する役割を離れる際も同様とする。

加えて、平常時における町と避難支援等関係者との情報共有については、本人の同意が得られていない場合は、横瀬町情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて行うこととし、かつ、必要最小限の情報を必要最小限の範囲で共有することを基本とする。

ただし、災害時においては、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対して、本人の同意を得ることなく名簿情報を提供することができる。

４　避難行動要支援者名簿の管理

名簿に記載された内容は、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれている。そのため、避難支援等関係者以外が閲覧することのないよう、適正に管理する必要がある。

名簿を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管する等、厳重に管理することとする。

５　個人情報の取扱い

名簿の管理や避難支援等の活動の実施にあたり、知り得た個人情報については他に漏らしてはならない。また、避難支援等の活動に従事する役割を離れた後も同様とする。

また、名簿情報の複製や複写、譲渡は厳禁とし、目的以外に利用してはならない。

第３章　避難支援プラン「個別避難計画」の作成

１　個別避難計画の作成・更新

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難場所･避難所に避難させるか等を定めた個別避難計画を作成しておくことが必要である。

個別避難計画の作成にあたっては、本人の同意に基づき、避難行動要支援者の基本的な情報を共有した上で、避難支援等関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者本人等と災害時の支援方法等について話し合い、避難支援等実施者、避難場所・避難所、避難方法等について具体的に記載するよう努めるものとする。

また、個別避難計画の内容に変更が生じた場合や避難支援等関係者の調査等による避難行動要支援者情報に変更が生じた場合には、速やかに更新を行い、避難行動要支援名簿とともに個別避難計画の最新化に努めるものとする。

なお、個別避難計画に記載する内容は、名簿に記載する内容のほか次のとおりとする。

①避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）

②避難場所・避難所及び避難経路等に関する事項

③その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

２　個別避難計画の共有・提供

作成した個別避難計画については、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し情報提供することができる。避難支援等関係者は、提供された個別避難計画の保管・使用にあたっては、名簿と同等に扱うこととし、個人情報保護の観点に注意し、適切に管理する。

なお、個別避難計画については、避難行動要支援者の避難支援に関する目的以外に使用してはならない。

３　個別避難計画の管理

個別避難計画に記載された内容は、登録申請の内容に基づき作成されていることから、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれているため、名簿と同様、適正に管理する必要がある。

個別避難計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、厳重に情報を管理することとする。

第４章　避難支援体制

Ⅰ　避難に関する情報

災害時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合は、町は下表の区分に応じて、高齢者等避難や避難指示を発令することになっていることから、住民に求める行動や災害に関する情報、避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達する。

≪避難情報等の一覧≫

区分	状況	行動
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況。	高齢者等は危険な場所から避難。「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難行動要支援者等が含まれる。
		高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング。
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況。	居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。
緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。
		災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難をすべきであったが、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

２　情報伝達

（１）町からの情報伝達

災害時の避難情報等については、町は、次の媒体を活用することとしている。

①防災行政無線

②広報車

③インターネット（ホームページ、登録制メール、ＳＮＳ等）

④携帯電話

⑤ファクシミリ

⑥ハンドマイク

（２）避難行動要支援者に対する情報伝達

避難行動要支援者への情報伝達については、上記に加え、支援機関に避難情報等を直接連絡し、多様な手段により伝達協力を仰ぐこととする。

避難行動要支援者は、避難に時間を要する場合があることや視覚障がい者（災害対応電話サービス等の音声情報）・聴覚障がい者（ファクシミリ・メール等の文字情報）に対応する通信手段、外国人に対応する多言語による広報等を考慮する必要がある。

３　避難誘導の方法等

災害時の避難誘導等については、町は名簿や個別避難計画を活用し、町と避難支援等関係者や避難支援等実施者等が連携して安全に避難できるよう支援を行うよう努めるものとするが、避難行動要支援者自身とその家族による“自助”をはじめ、地域による“共助”が必要であり、そのためには平常時からの地域の住民同士の繋がりが重要となる。

避難方法や避難経路については、地震の際に倒壊の恐れのある場所、浸水や土砂崩れが予想される危険な箇所を避けるなど、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難誘導の方法等を考慮した経路を優先的に検討するなど、安全な避難誘導の確保に努めるものとする。

４　避難支援体制の整備

①平常時

・避難行動要支援者名簿登録申請等に係る広報等

・避難支援等関係者との避難行動要支援者情報の共有

・個別避難計画の作成や避難支援等の具体的な検討

・避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施

・地域の住民同士による日常的な見守り・声かけ等

②災害時

・避難情報等の伝達、安否確認、避難誘導

・避難支援等実施者や避難支援等関係者との連携、避難状況の把握

・避難所、福祉避難所との連携、情報共有

【災害時の避難支援体制（参考）】

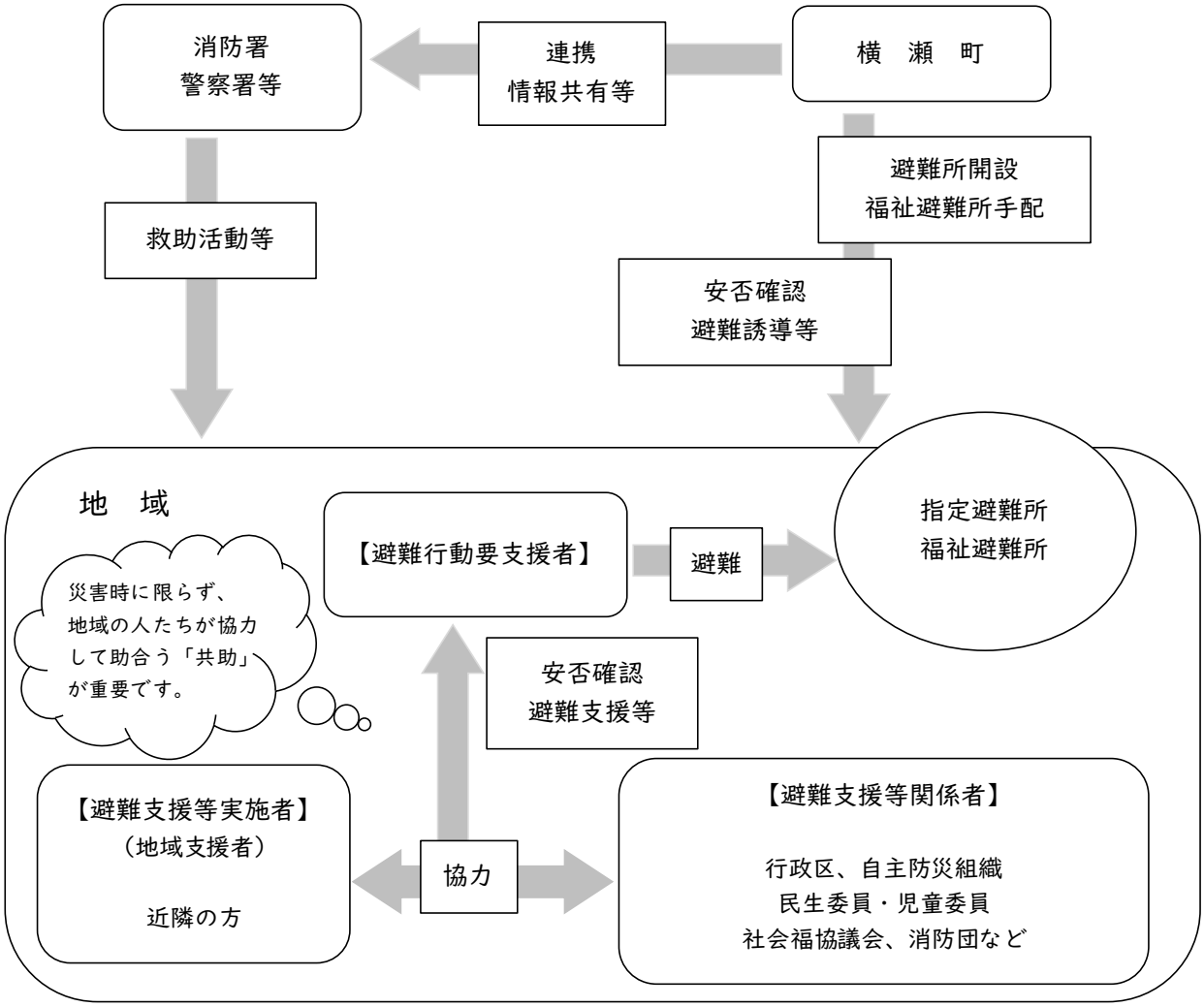

５　指定福祉避難所への直接避難

避難行動要支援者のなかには、集団生活が困難な方や日常的な介護が必要な方がいるため、避難先においては配慮した対応が求められることから、避難行動要支援者の状態によっては、指定一般避難所ではなく指定福祉避難所へ直接避難することができるよう、体制を整備しておくことが必要である。

そのため、個別避難計画を作成するにあたり、避難行動要支援者本人と避難支援等実施者、避難支援等関係者、町とで避難先や避難誘導の方法等について、検討し共有しておく。
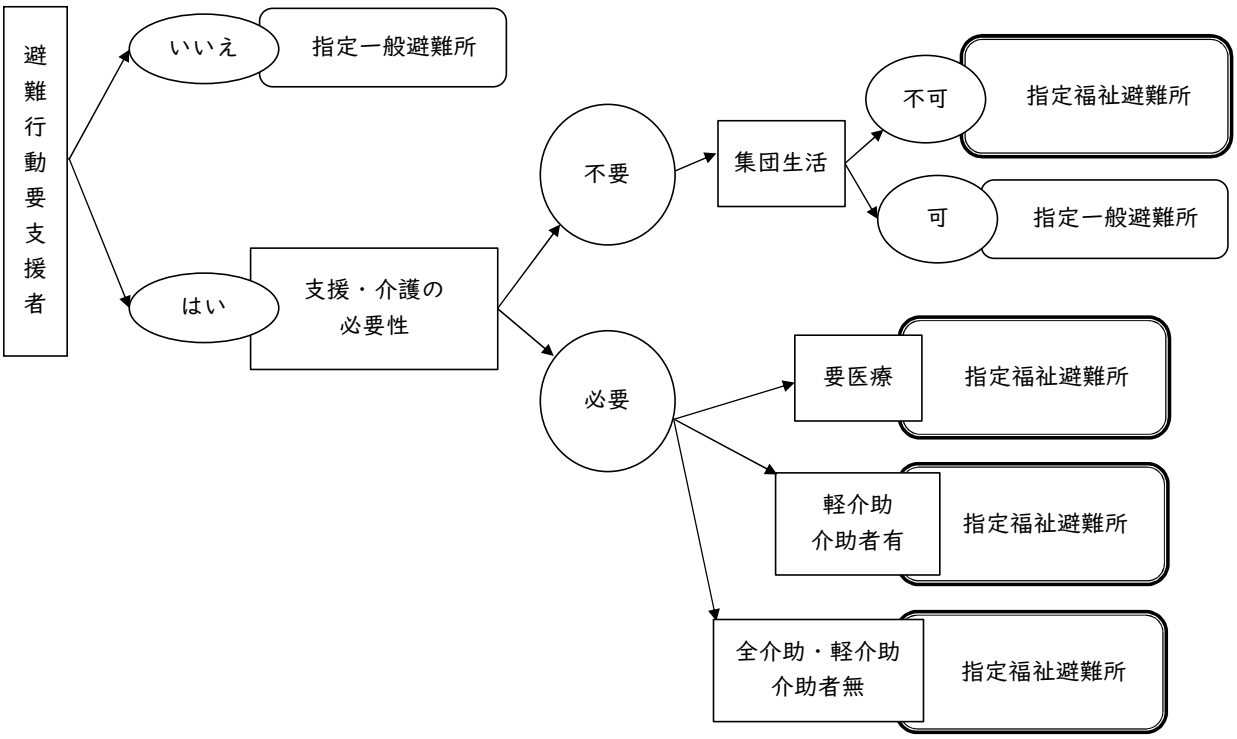
【避難所区分フローチャート（参考）】